

## 理事会規則

### (目的)

第1条 本規則は、日本サイエンスコミュニケーション協会（以下、「JASC」という）の定款第6章「理事会」に基づき、理事会の運営等に関する規則を定める。

### (種類)

第2条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

### (構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬ。

### (議決権)

第4条 理事は、各1個の議決権を有する。

### (開催時期)

第5条 通常理事会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 一般法人法第93条に基づき、理事から招集の請求があったとき。

(3) 一般法人法第101条に基づき、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第6条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (定足数)

第7条 理事会は、全理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 理事が電磁的方法により出席するときは、前項の理事会に出席したものとみなす。

### (議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (決議)

第9条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第10条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、書面をもって作成される議事録に署名又は記名押印する。

(議事録の備え置き)

第11条 議事録は、一般法人法第97条に基づき、理事会のあった日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(雑則)

第12条 理事会の運営に関し、この規則に定めのない事項については、理事会で協議して決議することができる。

(改訂)

第13条 この規則は、理事会の決議を経て、改訂することができる。

令和7年6月1日制定